

申請日 2025年6月27日

一般社団法人 投資信託協会
会 長 殿

(商号又は名称) マニユライフ・インベストメント・
マネジメント株式会社
(代表者) 代表取締役 山本 真一

正会員の財務状況等に関する届出書

当社の財務状況等に係る会計監査が終了いたしましたので、貴協会の定款の施行に関する規則第10条第1項第17号イの規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

1 委託会社等の概況

(1) 資本金の額 (2025年5月末現在)

資本金の額 1億4,050万円

発行可能株式の総数 8,400株

発行済株式総数 627株

最近5年間の資本金の額の増減： 該当事項はありません。

(2) 委託会社の機構

① 会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでです。取締役会は代表取締役を選定し、代表取締役は会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。取締役の変更があった場合には、監督官庁に届出ます。

取締役会は、少なくとも3ヵ月に1回は開催します。ただし、必要に応じて随時開催することができます。監査役は1名以上とし、取締役会に出席することを要します。

② 投資運用の意思決定機構

1. 商品政策会議による運用方針の決定

委託会社の設定する投資信託に関する運用方針は、商品企画部が策定し、商品政策会議において審議、承認・決定されます。商品政策会議は、代表取締役、商品企画部長、担当する運用部長、担当する営業部長、オペレーション部長、法務・コンプライアンス部長および関連部署の代表者により構成されています。

2. 運用部門における運用方針の策定と運用の実行

- ・商品政策会議で審議・決定された運用の基本方針に基づき、運用を実行します。
- ・ポートフォリオの状況について、運用リスク等の評価・分析を行い、ポートフォリオの状況を常に把握します。

3. リスク管理部門における管理

委託会社では、以下の検証機能を有しています。

- ・投資信託パフォーマンス・レビュー

投資信託財産の運用状況（パフォーマンス）およびその運用リスク等の評価・分析を行います。また外部運用委託先等についてもモニタリングを行い、適切に管理を行っています。

運用面での改善が必要と判断される場合は、商品政策会議に諮り、対処方法を検討します。

- ・リスク管理委員会

法令、諸規則の遵守状況、投資信託約款および運用ガイドラインに基づく運用制限の遵守状況、組入資産の流動性リスクのモニタリング等の結果を報告します。

違反または留意すべき事項を発見した場合は、関連部署に対して解消・改善の指示などを行い、適切な管理を行っています。

2 事業の内容及び営業の概況

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務の一部および投資助言・代理業の一部を行うことができます。

2025年5月30日現在における委託会社の運用する証券投資信託は次のとおりです（ただし、親投資信託を除きます。）。

種 類	本数（本）	純資産総額（百万円）
単位型株式投資信託	14	23,739
追加型株式投資信託	37	581,358
株式投資信託 合計	51	605,097
単位型公社債投資信託	5	18,997
追加型公社債投資信託	－	－
公社債投資信託 合計	5	18,997
総合計	56	624,095

3 委託会社等の経理状況

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに、同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。
2. 財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
3. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（令和 6年 4月 1日から令和 7年 3月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。
4. 当社は子会社はありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

(1) 【貸借対照表】

期別		前事業年度 (令和 6年 3月31日現在)			当事業年度 (令和 7年 3月31日現在)		
科目	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	構成比 (%)	内訳 (千円)	金額 (千円)	構成比 (%)
(資産の部)							
I 流動資産							
1. 現金・預金			2,760,581			1,612,985	
2. 前払費用			28,080			24,618	
3. 未収運用受託報酬	※ 2		732,057			1,636,272	
4. 未収投資助言報酬			5,920			7,776	
5. 未収委託者報酬			739,624			590,971	
6. その他未収収益			116,565			377,165	
7. その他流動資産			13,252			281	
流動資産計			4,396,082	91.2		4,250,071	93.3
II 固定資産							
1. 有形固定資産			34,869			32,052	
(1) 建物	※ 1	23,491			22,241		
(2) 器具備品	※ 1	11,378			9,810		
2. 無形固定資産			4,067			2,514	
(1) ソフトウェア		4,067			2,514		
3. 投資その他の資産			387,690			270,907	
(1) 繰延税金資産		277,226			169,054		
(2) 敷金		110,278			101,668		
(3) 投資有価証券		186			184		
固定資産計			426,627	8.8		305,474	6.7
資産合計			4,822,709	100.0		4,555,546	100.0
(負債の部)							
I 流動負債							
1. 未払金			418,901			388,720	
(1) 未払消費税等		40,629			122,643		
(2) 未払代行手数料		332,582			252,984		
(3) その他未払金		45,690			13,092		
2. 未払費用	※ 2		653,019			799,787	
3. 未払法人税等			152,644			353,014	
4. 役員賞与引当金			82,605			66,207	
5. 賞与引当金			245,474			246,739	
6. 預り金			37,076			33,019	
7. 前受収益			12,668			12,668	
流動負債計			1,602,390	33.2		1,900,157	41.7
II 固定負債							
1. 役員賞与引当金			24,315			24,483	
2. 賞与引当金			54,333			50,107	
3. 長期前受収益			70,090			57,421	
固定負債計			148,739	3.1		132,012	2.9
負債合計			1,751,129	36.3		2,032,169	44.6
(純資産の部)							
I 株主資本							
1. 資本金			140,500	2.9		140,500	3.1
2. 資本剰余金			85,500			85,500	
(1) 資本準備金		85,500		1.8	85,500		1.9
3. 利益剰余金			2,845,588			2,297,386	
(1) その他利益剰余金		2,845,588			2,297,386		
(i) 繰越利益剰余金		2,845,588		59.0	2,297,386		50.4
株主資本計			3,071,588			2,523,386	

Ⅱ 評価・換算差額等					
1. その他有価証券評価 差額金			△9		△10
評価・換算差額等計			△9		△10
純資産合計		3,071,579	63.7	2,523,376	55.4
負債・純資産合計		4,822,709	100.0	4,555,546	100.0

(2) 【損益計算書】

期別		前事業年度 (自 令和 5年 4月 1日 至 令和 6年 3月31日)			当事業年度 (自 令和 6年 4月 1日 至 令和 7年 3月31日)		
科目	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	百分比 (%)	内訳 (千円)	金額 (千円)	百分比 (%)
I 営業収益	※ 1						
1. 運用受託報酬			1,830,929			2,545,511	
2. 投資助言報酬			293,962			24,111	
3. 委託者報酬			3,053,542			2,788,144	
4. その他営業収益			459,868			1,033,414	
営業収益計			5,638,303	100.0		6,391,182	100.0
II 営業費用	※ 1						
1. 広告宣伝費			34,678			55,149	
2. 調査費			330,134			360,278	
3. 委託費			1,028,698			1,189,180	
4. 支払手数料			1,152,327			935,757	
5. 営業雑経費			24,113			23,079	
営業費用計			2,569,951	45.6		2,563,445	40.1
III 一般管理費							
1. 給料			1,859,158			1,748,876	
(1) 役員報酬		150,377			220,028		
(2) 給料・手当		935,295			843,469		
(3) 賞与		388,885			321,489		
(4) 賞与引当金繰入額		194,950			191,732		
(5) 役員賞与引当金繰入額		72,686			56,715		
(6) その他報酬給料		10,445			15,597		
(7) 福利厚生費		106,518			99,843		
2. 交際費			6,405			9,439	
3. 旅費交通費			27,913			14,218	
4. 租税公課			34,356			38,442	
5. 不動産賃借料			111,828			110,449	
6. 退職給付費用			40,096			37,928	
7. 固定資産減価償却費			7,159			6,111	
8. 業務委託費			48,354			26,130	
9. 諸経費			70,550			73,301	
一般管理費計			2,205,823	39.1		2,064,896	32.3
営業利益			862,528	15.3		1,762,840	27.6
IV 営業外収益	※ 1						
1. 受取利息及び配当金			15			1,315	
2. 雑収入			105			5,692	
営業外収益計			121	0.0		7,007	0.1
V 営業外費用	※ 1						
1. 雑損失			3,518			2,015	
2. 為替差損			15,873			10,726	
営業外費用計			19,391	0.3		12,741	0.2
経常利益			843,258	15.0		1,757,105	27.5
VI 特別損失	※ 1						
1. 特別退職金			18,376			12,155	
特別損失計			18,376	0.3		12,155	0.2
税引前当期純利益			824,881	14.6		1,744,950	27.3
法人税、住民税及び 事業税			323,952	5.7		496,139	7.8
法人税等調整額			△20,602	△0.4		108,172	1.7
当期純利益			521,532	9.2		1,140,638	17.8

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 令和 5年 4月 1日 至 令和 6年 3月31日）

（単位：千円）

(単位：千円)

	株主資本								評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価 差額金	評価・ 換算 差額等 合計	
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計					
					繰越利益 剰余金						
当期首残高	140,500	85,500	—	85,500	2,324,056	2,324,056	—	2,550,056	△6	△6	2,550,050
当期変動額											
当期純利益					521,532	521,532		521,532			521,532
自己株式の取得								—			—
自己株式の消却								—			—
利益剰余金から 資本剰余金への 振替								—			—
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）								—	△2	△2	△2
当期変動額合計	—	—	—	—	521,532	521,532	—	521,532	△2	△2	521,529
当期末残高	140,500	85,500	—	85,500	2,845,588	2,845,588	—	3,071,588	△9	△9	3,071,579

当事業年度（自 令和 6年 4月 1日 至 令和 7年 3月31日）

（単位：千円）

(単位：千円)

	株主資本								評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価 差額金	評価・ 換算 差額等 合計	
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金					
					繰越利益 剰余金	合計					
当期首残高	140,500	85,500	—	85,500	2,845,588	2,845,588	—	3,071,588	△9	△9	3,071,579
当期変動額											
当期純利益					1,140,638	1,140,638	—	1,140,638		—	1,140,638
自己株式の取得							△ 1,688,841	△ 1,688,841		—	△1,688,841
自己株式の消却			△ 1,688,841	△ 1,688,841			1,688,841	—		—	—
利益剰余金から 資本剰余金への 振替			1,688,841	1,688,841	△ 1,688,841	△ 1,688,841		—		—	—
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）								—	△1	△1	△1
当期変動額合計	—	—	—	—	△548,202	△548,202	—	△548,202	△1	△1	△548,203
当期末残高	140,500	85,500	—	85,500	2,297,386	2,297,386	—	2,523,386	△10	△10	2,523,376

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理しております。）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。ただし、建物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 12～50年

器具備品 4～15年

また、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、法人税法の規定に基づき、3年間で均等償却を行っております。

(2) 無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における見込み利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与の支払に備えて、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、資産運用サービスから運用受託報酬、投資助言報酬、委託者報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

(1) 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、契約期間の総資産額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を顧問口座によって主に年2回、もしくは年1回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 投資助言報酬

投資助言報酬は、投資助言契約に基づき、契約期間の総資産額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、運用期間にわたり収益として認識しております。

(3) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(4) 成功報酬

成功報酬は、対象となる顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (令和 6年 3月31日現在)	当事業年度 (令和 7年 3月31日現在)
※ 1 有形固定資産の減価償却累計額 71,508千円	※ 1 有形固定資産の減価償却累計額 75,706千円
※ 2 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであります。 (千円)	※ 2 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであります。 (千円)
未収運用受託報酬 45,774	未収運用受託報酬 45,166
未払費用 42,391	未払費用 38,137

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 令和 5年 4月 1日 至 令和 6年 3月31日)	当事業年度 (自 令和 6年 4月 1日 至 令和 7年 3月31日)
※ 1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。(千円)	※ 1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。(千円)
運用受託報酬 706,291	運用受託報酬 510,394
給料 1,859,158	給料 1,748,876

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 令和 5年 4月 1日 至 令和 6年 3月31日)

発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	1,127株	—	—	1,127株

当事業年度 (自 令和 6年 4月 1日 至 令和 7年 3月31日)

発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	1,127株	—	500株	627株

(注) 変動事由の概要

普通株式の減少の内訳

自己株式の消却

500株

(2) 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	—	500株	500株	—

(注) 変動事由の概要

自己株式の増加の内訳

自己株式の取得

500株

自己株式の減少の内訳

自己株式の消却

500株

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は第二種金融商品取引業及び投資運用業、投資助言業並びに投資運用と投資助言のための媒介・代理業を行なっております。これらの業務を行なうために資本金及び営業収益は現金及び預金並びに一部の有価証券として運用しております。なお、現金及び預金の残高は潤沢にあるため、外部からの資金調達は株式の発行、借入ともに予定しておりません。またデリバティブ取引も行なっておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

金融商品の主たる残高は現金及び預金並びに投資有価証券です。その他の項目は未収及び未払の残高です。営業債権である未収運用受託報酬は、顧客先別に信用リスクを勘案しており、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

また、営業債権である未収委託者報酬の基礎となる投資信託財産は、信託法により信託銀行の固有資産と分別管理されており、当該報酬は、計理上毎日の未払費用として投資信託財産の負債項目に計上されております。このため、信用リスクはありません。

投資有価証券はファンドへのシードマネーです。今後の基準価額の下落によっては、売却損・評価損や計上による利益減少や、評価差額金の減少により純資産が減少するなど、価格変動リスクに晒されておりますが、リスク管理規程に基づき、毎月時価を把握しリスクをモニタリングしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（令和 6年 3月31日現在）

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
投資有価証券 其他有価証券	186	186	—

当事業年度（令和 7年 3月31日現在）

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
投資有価証券 其他有価証券	184	184	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 現金・預金、(2) 未収運用受託報酬、(3) 未収委託者報酬、(4) その他未収収

益、(5) 未払金、(6) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度 (令和 6年 3月31日現在)

(単位: 千円)

	1年以内	1年超
(1) 現金・預金	2,760,581	—
(2) 未収運用受託報酬	732,057	—
(3) 未収投資助言報酬	5,920	—
(4) 未収委託者報酬	739,624	—
(5) その他未収収益	116,565	—
合計	4,354,749	—

当事業年度 (令和 7年 3月31日現在)

(単位: 千円)

	1年以内	1年超
(1) 現金・預金	1,612,985	—
(2) 未収運用受託報酬	1,636,272	—
(3) 未収投資助言報酬	7,776	—
(4) 未収委託者報酬	590,971	—
(5) その他未収収益	377,165	—
合計	4,225,171	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価	観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価
レベル2の時価	観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の算定に係るインプットを用いて算定した時価
レベル3の時価	観察できない時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度 (自 令和 5年 4月 1日 至 令和 6年 3月31日)

(単位: 千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	—	186	—	186
資産計	—	186	—	186

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

金融商品の時価について、投資信託は基準価額によっております。

当事業年度（自 令和 6年 4月 1日 至 令和 7年 3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
投資有価証券	—	184	—	184
資産計	—	184	—	184

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

金融商品の時価について、投資信託は基準価額によっております。

（有価証券関係）

1. その他有価証券

前事業年度（令和 6年 3月31日現在）

（単位：千円）

区分	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えない もの	投資信託	186	199	△ 13
合計		186	199	△ 13

当事業年度（令和 7年 3月31日現在）

（単位：千円）

区分	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えない もの	投資信託	184	199	△ 15
合計		184	199	△ 15

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

前事業年度 (令和 6年 3月31日現在)		当事業年度 (令和 7年 3月31日現在)	
繰延税金資産	(千円)	繰延税金資産	(千円)
未払費用	174,098	賞与引当金	91,345
賞与引当金	91,801	未払費用	57,720
未払事業税	9,905	未払事業税	18,437
その他	1,420	その他	1,551
繰延税金資産小計	277,226	繰延税金資産小計	169,054
繰延税金資産合計	277,226	繰延税金資産合計	169,054

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度 (令和 6年 3月31日現在)		当事業年度 (令和 7年 3月31日現在)	
法定実効税率	30.62%	法定実効税率	30.62%
(調整)		(調整)	
交際費等永久に損金に 算入されない項目	9.81%	交際費等永久に損金に 算入されない項目	4.01%
住民税均等割	0.02%	住民税均等割	0.03%
その他	△3.67%	その他	△0.03%
税効果会計適用後の法人 税等の負担率	36.77%	税効果会計適用後の法人 税等の負担率	34.63%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法第13号)が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、令和8年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産については、法定実効税率を30.62%から31.52%に変更し計算しております。

この税率変更による影響は軽微であります。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前事業年度 (自 令和 5年 4月 1日 至 令和 6年 3月31日) (千円)		当事業年度 (自 令和 6年 4月 1日 至 令和 7年 3月31日) (千円)	
運用受託報酬	1,393,148	運用受託報酬	1,360,622
投資助言報酬	293,962	投資助言報酬	24,111
委託者報酬	3,053,542	委託者報酬	2,788,144
成功報酬	437,781	成功報酬	1,184,888
その他営業収益	459,868	その他営業収益	1,033,414
	<u>5,638,303</u>		<u>6,391,182</u>

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

[重要な会計方針] 4 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

前事業年度（自 令和 5年 4月 1日 至 令和 6年 3月31日）

1. セグメント情報

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 商品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

(単位：千円)

香港	英国	日本	その他	合計
542, 425	76, 745	4, 883, 609	135, 523	5, 638, 303

(注) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント
マニユライフ・円ハイブリッド債券インカム・ファンド（年1回決算型）	972, 404	資産運用業
マニユライフ生命保険株式会社	706, 291	資産運用業

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度（自 令和 6年 4月 1日 至 令和 7年 3月31日）

1. セグメント情報

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 商品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

(単位：千円)

香港	英国	日本	その他	合計
776, 163	242, 004	5, 335, 999	37, 014	6, 391, 182

(注) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント
年金積立金管理運用独立行政法人	1,325,773	資産運用業
マニユライフ・円ハイブリッド債券インカム・ファンド（年1回決算型）	756,289	資産運用業
Manulife Investment Management (Hong Kong) Limited	772,074	資産運用業

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

前事業年度（自 令和 5年 4月 1日 至 令和 6年 3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	マニユライフ生命保険株式会社	東京都新宿区	56,400	生命保険業	(被所有) 直接 100.0	投資一任契約事務委託役員の兼務	運用受託報酬の受取	706,291	未収運用受託報酬	45,774
							出向者負担金等	1,966,871	未払費用等	42,391
親会社	The Manufacturers Life Insurance Company	Toronto, Canada	(千カナダドル) 456,031	生命保険業	(被所有) 間接 100.0	費用の立替	費用の立替	71,789	その他未払金	51,857

当事業年度（自 令和 6年 4月 1日 至 令和 7年 3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	マニライフ生命保険株式会社	東京都新宿区	56,400	生命保険業	(被所有) 直接 100.0	投資一任契約事務委託役員の兼務	運用受託報酬の受取	510,394	未収運用受託報酬	45,166
							出向者負担金等	93,492	未払費用等	38,137
							自己株式の取得	1,688,841	—	—
親会社	The Manufacturers Life Insurance Company	Toronto, Canada	(千カナダドル) 456,035	生命保険業	(被所有) 間接 100.0	費用の立替	費用の立替	81,223	その他未払金	19,047

(イ) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度（自 令和 5年 4月 1日 至 令和 6年 3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	Manulife Investment Management (Hong Kong) Limited	Hong Kong, China	(百万香港ドル) 2,409	有価証券等に係る投資顧問業務	なし	事務代行	リエゾン報酬	225,442	その他未収収益	37,559
						委任契約	投資助言報酬	238,618	その他未収収益	—
						再委任契約	再委託費の支払	123,097	未払費用	46,455
	Manulife Investment Management U.S. LLC	Boston, U.S.A	(千米ドル) 61,038	有価証券等に係る投資顧問業務	なし	再委任契約	再委託費の支払	467,513	未払費用	291,596
	Manulife Investment Management Private Markets (US) LLC	Boston, U.S.A	(千米ドル) 19,954	有価証券等に係る投資顧問業務	なし	事務代行	手数料報酬	7,678	前受収益	51,843
						再委任契約	再委託費の支払	145,024	未払費用	63,149

当事業年度（自 令和 6年 4月 1日 至 令和 7年 3月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万 円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事 者との関 係	取引の内 容	取引金 額 (千 円)	科目	期末残 高 (千 円)
同一 の親 会社 を持 つ会 社	Manulife Investment Management (Hong Kong) Limited	Hong Kong, China	(百万香 港ドル) 2,409	有価証券 等に係る 投資顧問 業務	なし	事務代行	リエゾン 報酬	726,351	その他未 収収益	59,918
						再委任 契約	再委託費 の支払	114,673	未払 費用	30,031
	Manulife Investment Management U.S. LLC	Boston, U.S.A	(千米ド ル) 61,038	有価証券 等に係る 投資顧問 業務	なし	再委任 契約	再委託費 の支払	388,608	未払 費用	297,796
						事務代行	手数料報 酬	7,666	前受 収益	44,163
	Manulife Investment Management Private Markets (US) LLC	Boston, U.S.A	(千米ド ル) 19,954	有価証券 等に係る 投資顧問 業務	なし	再委任 契約	再委託費 の支払	103,256	未払 費用	27,766
						事務代行	手数料報 酬	244,308	その他未 収収益	315,086
	Manulife Investment Management (Europe) Limited	London, UK	(千ポ ンド) 300,514	有価証券 等に係る 投資顧問 業務	なし	再委任 契約	再委託費 の支払	320,077	未払 費用	285,672
						事務代行	手数料報 酬	244,308	その他未 収収益	315,086

- (注) 1. 上記（ア）～（イ）の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
- (1) 出向者負担金については、親会社の給料基準に基づいて金額を決定しております。
 - (2) 運用受託報酬の受取、投資助言報酬の受取、リエゾン報酬の受取、再委託費の支払等については、一般の取引条件と同様に決定しております。
 - (3) 自己株式の取得については、令和6年12月12日の臨時株主総会の決議に基づいて行っております。
- 取引価額は純資産の金額を勘案し、当事者間において協議の上決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

マニユライフ生命保険株式会社 (非上場)

The Manufacturers Life Insurance Company (非上場)

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 令和 5年 4月 1日 至 令和 6年 3月31日)	当事業年度 (自 令和 6年 4月 1日 至 令和 7年 3月31日)
1株当たり純資産額 2,725,447.88円	1株当たり純資産額 4,024,523.50円
1株当たり当期純利益金額 462,761.59円	1株当たり当期純利益金額 1,160,170.85円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 令和 5年 4月 1日 至 令和 6年 3月31日)	当事業年度 (自 令和 6年 4月 1日 至 令和 7年 3月31日)
当期純利益金額 (千円)	521,532	1,140,638
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益金額 (千円)	521,532	1,140,638
普通株式の期中平均株式数 (株)	1,127	983

(重要な後発事象)

該当事項なし

独立監査人の監査報告書

令和7年5月29日

マニユライフ・インベストメント・マネジメント株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 水永 真太郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているマニユライフ・インベストメント・マネジメント株式会社の令和6年4月1日から令和7年3月31日までの第21期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マニユライフ・インベストメント・マネジメント株式会社の令和7年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注 1) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注 2) XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

公開日 2025年6月27日
作成基準日 2025年5月29日
本店所在地 東京都千代田区丸の内一丁目8番1号
丸の内トラストタワーN館15階
お問い合わせ先 法務・コンプライアンス部